

# 登別市青年就農給付金事業（経営開始型）給付要領

## 第1 趣旨

登別市において、就農初期段階の経営の不安定な青年就農者に対して青年就農給付金（以下「給付金」という。）を給付するため、新規就農総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1及び北海道青年就農給付金事業実施要領（平成24年5月14日付け経営第259号北海道農政部長通知）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

## 第2 給付対象者

給付対象者の要件は、次に掲げるとおりとする。

- 1 独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること。
- 2 次に掲げる要件を全て満たす独立・自営就農であること。
  - (1) 農地の所有権又は利用権を給付対象者が有しており、原則として給付対象者の所有と親族以外からの貸借が主であること。
  - (2) 主要な農業機械及び施設を給付対象者が所有し、又は借りていること。
  - (3) 生産物、生産資材等を給付対象者の名義で出荷又は取引すること。
  - (4) 給付対象者の農産物等の売上げ、経費の支出等の経営収支を給付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
  - (5) 給付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
- 3 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始すること。なお、一戸一法人（原則として世帯員のみで構成される法人。）以外の農業法人を継承する場合は、給付の対象外とする。（なお、給付対象者が農業経営を法人化している場合は、2の（1）及び（2）の「給付対象者」を「給付対象者又は給付対象者が経営する法人」と、2の（3）及び（4）の「給付対象者」を「給付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。）
- 4 給付対象者が作成する経営開始計画（別記様式第1号）が次に掲げる基準に適合していること。
  - (1) 農業経営を開始して5年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。
  - (2) 計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- 5 人・農地プラン（人・農地問題解決推進事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）別記1の人・農地プラン作成事業を利用せずに、同要綱別記1に準じて作成したものを含む。）に中心となる経営体として位置付けられ、又は位置付けられることが确实と見込まれること。
- 6 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けておらず、かつ、原則として農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと。
- 7 平成20年4月以降に農業経営を開始した者であること。

## 第3 給付金額及び給付期間

- 1 給付金の額は、1人当たり年間150万円とする。また、給付期間は、最長5年間（平成23年度以前に経営を開始した者にあつては、経営開始後5年度目分まで）とする。
- 2 夫婦で農業経営を開始し、次の要件を全て満たす場合は、夫婦合わせて年間225万円を給付する。

- (1) 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。
  - (2) 主要な経営資産を夫婦で共に所有していること。
  - (3) 夫婦共に人・農地プランに中心となる経営体として位置付けられていること又は位置付けられることが確実と見込まれること。
- 3 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者（当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに中心となる経営体として位置付けられている又は位置付けられることが確実と見込まれる場合に限る。）にそれぞれ年間150万円を給付する。なお、経営開始後5年以上経過している農業者が法人を経営する場合は、給付の対象外とする。

#### 第4 給付金の申請及び給付

- 1 給付金の給付を受けようとする者は、経営開始計画を作成し、登別市長に承認申請する。
- 2 1の承認を受けた者は、青年就農給付金（経営開始型）給付申請書（別記様式第2号）を作成し、登別市長に給付金の給付を申請する。給付の申請は、半年ごとに行うことを基本とし、経営開始後1年を超えて申請した場合は、既に経過した年数分は給付の対象とはならない。
- 3 登別市長は、2により提出された申請書の内容が適当であると認めたときは、速やかに青年就農給付金（経営開始型）給付決定通知書（別記様式第3号）により給付決定通知を行い、給付金を給付するものとする。

#### 第5 給付金の停止及び返還

- 1 次に掲げる事項に該当する場合は、給付金の給付を停止する。
  - (1) 第2の要件を満たさなくなった場合
  - (2) 農業経営を中止した場合
  - (3) 農業経営を休止した場合
  - (4) 就農状況報告及び居住地を転居した場合の住所変更報告を行わなかった場合
  - (5) 就農状況の現地確認等により、適切な農業経営を行っていないと登別市長が判断した場合（例：経営開始計画の達成に必要な経営資産を縮小した場合、耕作すべき農地を遊休化した場合、農作物を適切に生産していない場合、農業従事日数が一定以下（年間150日程度）である場合、登別市長から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わない場合等）
  - (6) 給付対象者の前年の総所得（農業経営開始後の所得に限り、給付金は除く。）が250万円以上であった場合（その後、250万円を下回った場合は、翌年から給付を再開することができる。）
- 2 次に掲げる要件に該当する場合は、給付対象者は、給付金を返還しなければならない。ただし、(1)に該当する場合であって、病気や災害等のやむを得ない事情として登別市長が認めたときは、この限りでない。
  - (1) 1の(1)から(5)までに掲げる事項に該当した時点が既に給付した給付金の対象期間中である場合にあつては、残りの対象期間の月数分（当該事項に該当した月を含む。）の給付金を月単位で返還する。
  - (2) 虚偽の申請等を行った場合は、給付金の全額を返還する。

#### 附 則

この要領は、平成24年12月6日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成25年4月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月21日から施行する。

## 経営開始計画

年 月 日

登別市長

様

[申請者] 住所：  
氏名： 印  
電話番号：  
(生年月日： 年 月 日： 歳)

北海道青年就農給付金事業実施要領（平成24年5月14日付け経営第259号北海道農政部長通知）第5の2の（1）の規定に基づき経営開始計画の承認を申請します。

なお、第6の3の規定に基づき本計画の内容を含め、本事業に係る給付対象者の情報は関係機関において共有されることに同意します。

## 1 農業を始めようと思った理由

--

## 2 経営に係る計画

経営開始時期	年 月					
就農形態	<input type="checkbox"/> 新たに経営を開始 <input type="checkbox"/> 親元就農 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td><input type="checkbox"/>経営を継承（<input type="checkbox"/>全体を継承 <input type="checkbox"/>一部を継承）</td> </tr> <tr> <td>継承する経営での従事期間 _____年 ____ヶ月</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>新たな部門を設立</td> </tr> </table>	{	<input type="checkbox"/> 経営を継承（ <input type="checkbox"/> 全体を継承 <input type="checkbox"/> 一部を継承）	継承する経営での従事期間 _____年 ____ヶ月	<input type="checkbox"/> 新たな部門を設立	
{	<input type="checkbox"/> 経営を継承（ <input type="checkbox"/> 全体を継承 <input type="checkbox"/> 一部を継承）					
	継承する経営での従事期間 _____年 ____ヶ月					
<input type="checkbox"/> 新たな部門を設立						
経営内容*	作目： _____a 作目： _____a （その他： _____）					
所得目標*	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">万円/ 年</td> <td style="text-align: center;">経営面積*</td> <td style="text-align: right;">_____a（合計）</td> </tr> </table>	万円/ 年	経営面積*	_____a（合計）		
万円/ 年	経営面積*	_____a（合計）				
家族労働力	氏名	年齢・続柄等	年間農業従事日数			
雇用労働力	(人/日)					

\* 農業経営を開始して5年後の目標を記入

3 「人・農地プラン」への位置付け

集落又は地域名等		<input type="checkbox"/> 位置付けられている <input type="checkbox"/> 位置付けられる見込み
----------	--	--

4 将来の経営ビジョン（生産物の販売方法などを記載）

--

5 給付期間（経営開始型）

年 月 ~ 年 月
-----------

6 過去の農業教育・研修等の経験

① 研修先の名称等

名 称		所 在 地	
専 攻 ・ 営 農 部 門		研修期間	年 月 ~ 年 月

② 研修内容等

--

③ 準備型給付期間

年 月 日 ~ 年 月 日
---------------

7 その他

生活費の確保を目的とした国による他の事業の給付	<input type="checkbox"/> 給付されている <input type="checkbox"/> 給付されていない
-------------------------	---

添付書類

別添 1：収支計画

別添 2：履歴書

別添 3：経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等）

別添 4：経営を継承する場合は、従事していた期間が5年以内である事を証明する書類（過去の経歴を証明する書類（就業証明書、卒業証明書、住民票（遠隔地に住んでいた場合）の写しなど）

別添 5：農地及び主要な農業機械・施設の一覧及び契約書等の写し

別添 6：通帳の写し

注 2及び6の①及び②の内容について、青年等の就農促進のための資金の貸し付け等に関する特別措置法に基づく就農計画に記載しており、当該計画が都道府県知事から認定を受けている場合は、就農計画を添付することで、2及び6の①及び②の記載を省略できる。

## 収 支 計 画

			計 画 1 年 目	計 画 2 年 目	計 画 3 年 目	計 画 4 年 目	計 画 5 年 目
農 業 収 入	(作目)	経営規模					
		生産量					
		売上高					
		経営規模					
		生産量					
		売上高					
		経営規模					
		生産量					
		売上高					
	その他						
青年就農給付金							
収入計 ①							
			計 画 1 年 目	計 画 2 年 目	計 画 3 年 目	計 画 4 年 目	計 画 5 年 目
農 業 経 営 費	原材料費						
	減価償却費						
	出荷販売経費						
	雇用労賃						
支出計 ②							
【参考】設備投資 (内容、金額)							
所得計 ①－②							

注 既に農業経営を開始している場合は実績を記載

## 履 歴 書

### 1. 氏名等

(ふりがな)					
住 所	〒□□□-□□□□				
(ふりがな)					
連絡先	〒□□□-□□□□				
(ふりがな)		生 年 月 日	年 齢	性別	電 話 番 号
氏 名	印	昭和 年 月 日 平成 年 月 日	歳	1. 男 2. 女	

### 2. 家族構成

氏 名	続 柄	生 年 月 日	住 所

### 3. 学歴等

	年	月	学歴・職歴（各別に記入）				
	履 歴						
					年	月	免許・資格

## 青年就農給付金（経営開始型）給付申請書

年 月 日

登別市長 様

氏 名 印

[法定代理人] \* 1 氏 名 印

北海道青年就農給付金事業実施要領（平成24年5月14日付け経営第259号北海道農政部長通知）第5の2の（3）の規定に基づき青年就農給付金（経営開始型）の給付を申請します。

給付対象期間	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する給付金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日
給付申請額	千円		
生活費の確保を目的とした 国による他の事業の給付	<input type="checkbox"/> 給付されている <input type="checkbox"/> 給付されていない		

給付金の振込口座※

金融 機関 店 舗 名 等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 信連 農林中金				店・所			出張所			
	金融機関コード（数字4ケタ）				支店コード（数字3ケタ）						
	預金の種別 (該当のものに○印)		普通預金・当座預金			口座番号 (7ケタに満たない場合は、右づめで記入)					
	ゆうちょ 銀行	記号	1		0	*	番 号 (右づめで記入)				1
口座名義人		(フリガナ)									
		氏 名									

注 2回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入しなくてもよい。

添付書類\*2

- ・農地及び主要な農業機械・施設の一覧及び契約書等の写し
- ・身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し（夫婦で受給する場合はそれぞれの書類））

\*1 申請者が未成年者の場合は、法定代理人欄に記名、捺印すること。

\*2 2回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は添付しなくてもよい。



## 青年就農給付金（経営開始型）給付決定通知書

様

登別市長 印

年 月 日付けで給付申請のあったこのことについて、1のとおり決定しましたので通知します。ただし、2の事項を遵守しなければなりません。

## 記

## 1 給付決定の内容

給付対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日
今回決定する給付金の対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日
給付金額	万円

## 2 遵守事項

- (1) 農業経営の休止又は中止をしようとするときは、速やかに登別市長に報告し、その指示を受けなければなりません。
- (2) 給付期間内及び給付期間終了後3年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告を登別市長に報告しなければなりません。
- (3) 給付期間内及び給付期間終了後3年間に居住地を転居した場合は、転居後1か月以内に住所変更報告を登別市長に報告しなければなりません。
- (4) 次のいずれかに該当するときは、給付金の給付を停止します。
  - ア 給付要件を満たさなくなったとき。
  - イ 農業経営を中止したとき。
  - ウ 農業経営を休止したとき。
  - エ (2)、(3)の報告を行わなかったとき。
  - オ (2)の就農状況の現地確認等により、適切な農業経営を行っていないと登別市長が判断したとき。
  - カ 農業経営開始後の所得が、前年の総所得（給付金は除く。）で250万円以上であったとき。
- (5) 次のいずれかに該当するときは、給付金の返還を命じます。
  - ア (4)のアからオまでに掲げる要件に該当した時点が既に給付した給付金の対象期間中である場合は、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月も含む。）の給付金を月単位で返還しなければなりません。ただし、アに該当する場合、病気、災害等のや

むを得ない事情として、登別市長が認めた場合は、この限りではありません。

イ 虚偽の申請等を行った場合は、全額を返還しなければなりません。

(6) 給付申請に関する証拠書類は、給付金の給付が完了した年度の終了の日の翌日から起算して5年間保管しなければなりません。

(7) 受給者は、法令の定めによるほか、登別市青年就農給付金事業（経営開始型）給付要領の定めに従わなければなりません。